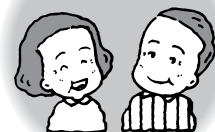


国民健康保険税の減免について



世帯主（主として世帯の生計を維持する方）が、次のような理由により、生活困窮と認められる世帯には、申請をすることにより、国民健康保険税が減免される場合があります。

減免の対象となる世帯

- ①世帯主又はこれに準ずる者が、死亡もしくは長期の疾病などにより就労不可能で、その世帯の収入金額が生活保護法の最低基準生活費の額に達しない場合
- ②世帯主又はこれに準ずる者が、死亡もしくは長期の疾病などにより就労不可能で、その世帯の収入金額が生活保護法の最低基準生活費の130%以内である場合
- ③②に準ずる世帯で、家族の死亡または長期の疾病により生活が困難と認められる場合

- ④世帯主が非自発的な要因（リストラなど）により、失業または廃業し、他に収入がない場合で生活が困難と認められる場合
- ⑤④に準ずる世帯で生活困難と認められる場合

※減免の内容は①～⑤でそれぞれ異なります。

減免申請の手続き

国民健康保険税の減免を受けようとする方は、**納期限の7日前までに、次の必要書類を役場税務課に提出していただきます。**

- ・南部町国民健康保険税減免申請書
- ・国民健康保険税の減免に係る実態調査
- ・その他必要な書類

減免の対象となる世帯④⑤にあてはまる場合は、失業または廃業事由がわかる書類（離職証明書や、廃業届、倒産手続きの申立書類など）が必要です。

減免の審査・決定について

減免申請書の提出後、内容を審査し、適否が決定されます。減免の適用が決定されたら、申請書の提出があった月以降の国民健康保険税額が減免されます。

この他に、次のような減免もあります。

旧被扶養者の減免（2年間の特例）

「旧被扶養者」とは、被用者保険（社会保険等）の被保険者が、75歳に到達したことで長寿（後期高齢者）医療に移行したことにより、その方の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった**65歳以上**の方を言います。

減免の内容

- ①旧被扶養者の方にかかる所得割額と資産割額が免除になります。
- ②旧被扶養者の方にかかる均等割額が半額になります。
- ③旧被扶養者の方のみで構成される単身世帯に限り、平等割額が半額になります。

※①②について、低所得者軽減の7割・5割軽減に該当する世帯に属する旧被扶養者については、

該当になりません。

減免申請の手続き

旧被扶養者の減免を受けようとする方は、**納期限の7日前までに、次の必要書類を役場税務課に提出していただきます。**

・南部町国民健康保険税減免申請書

減免の適用が決定されたら、申請書の提出があった月以降の国民健康保険税額が減免されます。

旧被扶養者とは

